

家庭ごみ有料化 Q & A

Q1 有料化の対象のごみは、何ごみですか？

A 「生ごみ」、「一般ごみ」、「その他プラスチックごみ」、「衛生ごみ」の4種類です。

Q2 有料化の対象とならないごみは？

A ・びん、缶、ペットボトル、紙パック
・紙類収集日に排出している【ダンボール、その他紙製容器、新聞紙、雑誌、雑紙、リターナブルびん（一升びん・ビールびん）】
・白色トレイ、発泡スチロール
・小型電気製品
・有害ごみ、危険ごみ
・廃食用油
・剪定枝
・道路敷地等・公共敷地から出された落葉・刈り草（剪定枝の収集日に出された場合に限る）

Q3 有料化によって、ごみの分別方法は変わるのですか？

A 分別方法に変更はありません。指定されたごみ袋に入れて、出していただきます。

Q4 どのような方法で実施するのですか？

A 指定ごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を支払う仕組みです。
有料化の対象となるごみは、指定ごみ袋に入れて今までどおり、ごみを出していただくこととなります。

Q5 自宅に残っている（在庫している）生ごみ専用袋・衛生ごみ用袋は、いつまで使用できるのか？

A 家庭ごみ有料化は、10月1日から始まりますが、生ごみ専用袋・衛生ごみ袋につきましては、（10/1 から 11/30 まで）2ヶ月間の猶予期間を設けています。

Q6 透明または半透明の買い置きしているごみ袋は、有料化になると使えなくなるのですか？

A 有料化の対象とならない品目で使用することができます。（びん、缶、ペットボトルなど）

Q7 指定ごみ袋は、どこで販売されるのですか？

A 現在、生ごみ専用袋を取扱っている店での販売を考えています。

Q8 指定ごみ袋は、取扱店によって価格が違うのですか？

A 現在販売している「生ごみ専用袋」と違い、どこの取扱店で購入しても価格は同じです。

Q9 自治会での一斉清掃、道路清掃、ボランティア清掃等に出すごみも有料化の対象になるのですか？

A いままでどおり、環境センターへ連絡を入れていただくことで、無料で回収します。

Q10 指定ごみ袋以外で出されたごみ（有料化対象）はどうなりますか？

A ルール違反となるため、在宅している場合は口頭で説明をおこない、不在の場合にはシールを貼って置いていくことになります。

市広報紙、市ホームページ、市民説明会などで周知しルール違反を未然に防ぐよう取り組みでまいります。

Q11 指定ごみ袋の料金は何に使われるのですか？

A 「戸別収集の経費」、「分別・排出困難者対策費」、「古着拠点回収費」「ごみ処理費」の一部に対して重点的に手数料財源を充てます。

Q12 袋が破れた場合は、どうすればいいのでしょうか？

A とがったもの等が当たって、指定ごみ袋が破れてしまった場合は、テープなどで補修してお使いください。

Q13 どのようにしたら、ごみを減らして、ごみ袋の節約することができますか？

A

①「紙ごみ」の分別を徹底する。

・紙ごみは、汚れている・においがする・特殊加工がされている物以外は、ほとんどの紙がリサイクルできます。分別し紙類の回収日に出すことで、ごみを減らすことができます。

②不用となった衣類などは、譲ったり、市役所などに設置している「古着回収ボックス」に出すことで、ごみを減らすことができます。